

熊本県公報

号外 第22号の4
平成18年3月31日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼	
○熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程	(審査調整課) 1
○地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則	(企業局) 3
○熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する規程	(") 3
○熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程	(") 8
○熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	(") 17
○熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	(") 18
○熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程	(") 18

登 載 依 頼

熊本県労働委員会告示第1号

熊本県労働委員会事務局

熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

熊本県労働委員会会長 竹 中 潮

熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程(熊本県労働委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

第2条(見出しを含む。)中「第6条第4項」を「第6条第4項第4号」に、「事務」を「個人情報取扱事務」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(条例第16条第3号ただし書ウの実施機関が定める公務員等)

第6条の2 条例第16条第3号ただし書ウの実施機関が定める公務員等は、次に掲げる公務員等とする。

(1) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条に規定する麻薬取締官及び麻薬取締員

(2) 漁業法(昭和24年法律第267号)第74条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であって、同条第5項の規定により指名されたもの

第14条(見出しを含む。)中「第19条第7項後段」を「第19条第8項後段」に改め、「通知書は、」の次に「条例第28条第1号に係るものは」を加え、「不服申立て」を「条例第28条第1号」に改め、「開示通知書」の次に「、条例第28条第2号に係るものは別記第15号の2様式(条例第28条第2号に係る個人情報の開示通知書)」を加える。

別記第15号様式中「不服申立てに係る」を「条例第28条第1号に係る」に、

「
年 月 日付けで(不服申立てのありました
開示に反対する意思の表示のありました)行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその(全部)を(一部)を開示することとしましたので、熊本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第7項後段の規定により通知します。」

「
年 月 日付けで不服申立てのありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその(全部)を(一部)を開示することにしましたので、熊本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。」

なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第15号の2様式（第14条関係）

条例第28条第2号に係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会 印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその 全部 一部 を開示することとしましたので、熊

本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県労働委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されている行政 文書の件名	
開示することとしたあ なた（貴団体）に関す る情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県指令労委第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした 部分	
担当課等	（電話番号（ ） - （内線 ））
備考	

（日本工業規格 A 4）

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第41号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年熊本県規則第62号）の一部を次のように改正する。

本則第1号を次のように改める。

(1) 局長、総括審議員、次長、技師長、首席企業審議員、本庁の課長、政策調整審議員、企業審議員、室長、課長補佐及び局付

本則中第2号を削り、第3号を第2号とし、本則第4号中「ダム管理事務所」を「都呂々ダム管理事務所」に改め、同号を本則第3号とする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第2号

熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

熊本県公営企業管理者 永 田 明 紘

熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する規程

熊本県有料駐車場管理規程（昭和55年熊本県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(熊本県営有料駐車場の定期駐車等)

第4条 条例第3条第1項に規定する熊本県営有料駐車場の定期料金による駐車場の利用（以下「定期駐車」という。）を申込み者は、定期駐車申込書（別記第1号様式）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、別に定める定期駐車承認台数の範囲内で、申込み順位に従って定期駐車承認するものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 定期駐車承認期間は、管理者が承認した日から6箇月以内とする。

4 管理者は、第1項の承認をしたときは、定期駐車券を発行するものとする。

5 定期駐車券の種類は、終日定期駐車券（別記第2号様式）、昼間定期駐車券（別記第3号様式）及び夜間定期駐車券（別記第4号様式）とする。

6 定期駐車券は、当該定期駐車券に記載してある自動車以外の自動車の駐車に使用することはできない。

7 管理者は、定期駐車を行う者が前項の規定に違反した場合その他定期駐車券を不正に使用した場合、当該定期駐車券の使用を停止し、又は無効とすることができる。

8 定期駐車券は、再発行しない。ただし、定期駐車券を著しく汚損し、盗難又は災害により亡失したときは、当該定期駐車券の発行を受けた者は、定期駐車券再発行申請書（別記第5号様式）により管理者に申請し、再発行を受けるものとする。

第4条の次に次の1条を加える。

(熊本県営第二有料駐車場の月極定期駐車等)

第4条の2 条例第3条第1項に規定する熊本県営第二有料駐車場の定期料金による駐車場の利用（以下「月極定期駐車」という。）を申込み者は、熊本県営第二有料駐車場月極定期駐車申込書（別記第1号の2様式）を管理者に提出し、その承認を受けた後に、1箇月分の定期料金と定期料金の1箇月分に相当する金額の契約保証金を合計した金額を現金をもって納入するとともに、管理者が別に定める熊本県営第二有料駐車場賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結しなければならない。

2 管理者は、別に定める月極定期駐車承認台数の範囲内で、申込み順位に従って月極定期駐車承認するものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の手続きを完了した者は、これ以降の定期料金は、利用する月の前月末日までに、現金又は管理者が指定する方法をもって納入しなければならない。

4 月極定期駐車の利用者は、契約で指定された区画に駐車しなければならない。

5 月極定期駐車の利用できる期間は、6箇月以内とする。ただし、契約期間満了時に、当該利用者に違反行為等がないときは、同一条件で契約を更新することができる。

6 管理者は、第1項の契約を締結したときは、熊本県営第二有料駐車場月極定期利用証（別記第4号の2様式、以下「利用証」という。）を発行するものとする。

7 管理者は、月極定期駐車を行う者が利用証を不正に使用した場合は、当該利用証の使用を停止し、又は無効とすることができる。

8 利用証の更新は、当該利用者が、熊本県営第二有料駐車場月極定期利用証更新申請書

(別記第5号の2様式)により管理者に申請し、利用証の発行を受けることができる。
9 第1項に規定する契約保証金は、利用者が管理者から指定された区画を明け渡したときはこれを返還しなければならない。ただし、未納の定期料金又は損害賠償金があるときは、契約保証金のうちからこれを控除することができる。

第6条の見出しを次のように改める。

(熊本県営有料駐車場の利用手続)

第6条の2を削除する。

第10条を次のように改める。

(違反等に対する措置)

第10条 管理者は、次の各号の一に該当する者に対し、駐車場の供用を拒否し、許可若しくは承認を取消し、契約を解除し、又は駐車場から退去することを命じ、若しくは物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が、当該物件を撤去しないときは、管理者は自らこれを撤去することができる。

(1) 第3条に定める自動車以外の車両の駐車申込みをした者

(2) 第9条の規定に違反した者、又は、そのおそれのある者

(3) 第9条の2第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定による許可の条件に従わなかった者

別記第1号様式中「熊本県公営企業管理者」を「熊本県知事」に改める。

別記第1号様式の次に次の様式を加える。

別記第1号の2様式(第4条の2関係)

熊本県営第二有料駐車場月極定期駐車申込書

熊本県知事 様 年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)電話

下記により駐車場を利用したいので、承認くださるよう申請します。

記

月 極 定 期 駐 車 区 分		
車 種 及 び 車 両 番 号		
自 動 車 の 所 有 者	住 所	
	氏 名	電話
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
遵 守 事 項	利用にあたっては、熊本県有料駐車場料金徴収条例及び熊本県有料駐車場管理規程を遵守します。	

発 行 日	年 月 日		
発 行 番 号		取扱者印	

注 点線内には、記入しないでください。

別記第4号の2様式を次のように改める。
別記第4号の2様式（第4条の2関係）
熊本県営第二有料駐車場月極定期利用証

熊本県営第二有料駐車場月極定期利用証

1 利用者
住所 _____
氏名 _____

2 駐車場所
熊本県営第二有料駐車場（熊本市新屋敷 丁目）第 番

3 有効期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4 その他
(1) 利用証の更新を希望する場合は、有効期間満了前に更新申請書を提出して下さい。
(2) 駐車場の利用にあたっては、熊本県有料駐車場管理規程を遵守して下さい。

熊 本 県 企 業 局

別記第5様式中「熊本県公営企業管理者」を「熊本県知事」に改める。

別記第5号様式の次に次の様式を加える。
別記第5号の2様式（第4条の2関係）

熊本県営第二有料駐車場月極定期利用証更新申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名 印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話

下記のとおり熊本県営第二有料駐車場月極定期利用証の更新を申請します。

記

月極定期駐車区分		
車両及び車両番号		
自動車の所有者	住 所	
	氏 名	電話
期 間		年 月 日から 年 月 日まで

発 行 日	年 月 日
発 行 番 号	取扱者印

注 点線内には、記入しないでください。

別記第8号様式中「熊本県公営企業管理者」を「熊本県知事」に改める。

熊本県公営企業管理規程第4号

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

熊本県公営企業管理者 永 田 明 紘

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程
熊本県企業局組織規程（昭和40年熊本県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 決裁 管理者の権限に属する事務について最終的に意思を決定することをいう。
- （2） 専決 局長、課長又は所長（以下「専決者」という。）が、あらかじめ定められた範囲の事務について、常時管理者に代わって決裁することをいう。
- （3） 代決 管理者又は専決者が決裁すべき事務について、一時管理者又は専決者に代わって決裁することをいう。

第2条を次のように改める。

（組織の区分）

第2条 局の組織の区分は、本庁及び出先機関とする。

2 出先機関として、熊本県企業局発電総合管理所（以下「発電総合管理所」という。）及び熊本県都呂々ダム管理事務所（以下「ダム管理事務所」という。）を置く。

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条 削除

第5条 削除

第6条の見出しを「（組織）」を「（本庁の課及び係）」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

（役付職員）

第7条 局に局長を置く。

2 局に次長を置くことができる。

3 課に課長を置く。

4 課に課長補佐、主幹及び参事を置くことができる。

5 工務課に係長を置く。

6 局に総括審議員、技師長、首席企業審議員、政策調整審議員及び企業審議員を置くことができる。

7 局に局付を置くことができる。

8 課に課付を置くことができる。

（職務）

第8条 局長は、管理者の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、上司の命を受け、局長を補佐する。

3 課長は、上司の命を受け、課務を掌理する。

4 課長補佐（次項に定めるものを除く。）は、上司の命を受け、課長を補佐する。

5 課長補佐（係又は業務の担当を命ぜられた者に限る。）は、上司の命を受け、担任する事務を処理する。

6 総括審議員は、管理者の命を受け、公営企業に関する重要な特命事項を処理する。

7 技師長は、上司の命を受け、重要な技術的事項を処理する。

8 首席企業審議員は、上司の命を受け、公営企業全般に関する事項を審議する。

9 政策調整審議員は、上司の命を受け、局の主要政策に係る企画調整に関する事項等を処理する。

10 企業審議員は、上司の命を受け、公営企業に関する重要な事項を審議する。

11 主幹は、特命の担当事務を処理する。

12 係長及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

13 局付は、局長に直属し、下命の事務を処理する。

14 課付は、上司の命を受け、下命の事務を処理する。

第10条、第11条、第12条及び第13条を次のように改める。

（管理者の決裁事項）

第10条 管理者が決裁する事項は、別表第2の管理者の決裁事項の欄に掲げるとおりとする。

（局長の専決事項）

第11条 局長が専決することができる事項は、別表第2の局長の専決事項欄に掲げるとおりとする。

（各課長の共通専決事項及び個別専決事項）

第12条 各課長の共通専決事項及び個別専決事項は、別表第2の2のとおりとする。

（類推による専決）

第13条 この規程による専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当と認められるものは、この規程に準じて専決することができる。

第14条第1項中「次長がその事項を」を「局長がその事項を」に改め、「この場合において、次長が2人以上あるときの代決の順位は、管理者があらかじめ指定した順位によ

る。」を削り、第2項及び第3項中「課長補佐」を「課長補佐又は主幹」に改め、「管理者」を「局長」に改め、第4項中「前3項」を「前6項」に改め、「課長」を「局長又は課長」に改める。

第14条第4項を第7項とし、第3項を第6項とし、第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 前項の場合において、局長が不在であるときは、次長がその事項を代決することができる。この場合において、次長が2人以上あるときの代決の順位は、局長があらかじめ指定した順位による。
- 3 局長の専決事項について、局長が不在であるときは、次長がその事項を代決することができる。この場合において、次長が2人以上あるときの代決の順位は、局長があらかじめ指定した順位による。
- 4 前項の場合において、次長が不在であるときは、主管課長がその事項を代決することができる。

第15条中「課長」を「局長又は課長」に改める。

第22条第6号の6中「測量、調査、試験及び設計の委託」を「委託」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係、第11条関係）

管理者の決裁事項	局長の専決事項
1 公営企業の運営の基本方針及び重要な事業の計画の決定及び変更に関すること。	1 公営企業の運営に関する事項の処理に関すること。
2 予算の原案又は予算に関する説明書の作成に関すること。	2 請願及び陳情の処理に関すること。
3 議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する資料の作成に関すること。	3 訓令の軽易な制定及び改廃に関すること。
4 訴訟、審査請求、異議申立てその他訴訟に関すること。	4 企業管理規程の制定及び改廃に関すること。
5 重要な陳情の処理に関すること。	5 告示及び公告その他公表に関すること。
6 条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関すること。（局長専決に該当するものを除く。）	6 表彰に関すること。
7 重要な企業管理規程の制定及び改廃に関すること。	7 各係の分担事務の決定に関すること。
8 重要な事項の告示、公告その他公表に関すること。	8 吏員相当職以上の者の地方公務員法第28条第2項第1号の規定による分限に関すること。
9 重要な表彰及び知事が行う表彰に関すること。	9 吏員相当職以外の者の任免、分限及び懲戒に関すること。
10 組織の設置及び改廃に関すること。	10 育休代替臨時職員の任免に関すること。
11 吏員相当職以上の者の任免、分限（地方公務員法第28条第1項の規定による場合を除く。）及び懲戒に関すること。	11 非常勤の嘱託員、調査員その他これらに準ずる者の任免、委嘱又は解嘱に関すること。
12 委員会、協議会等の委員の委嘱及び解嘱に関すること。	12 企業出納員及び会計職員の任免に関すること。
13 局長の外国旅行及び旅行期間が引き続き4日以上、の県外旅行並びに当該旅行に関する復命に関すること。	13 電気事業法及び河川法に基づく主任技術者の選任に関すること。
14 局長の病気休暇（結核性疾患以外の私傷病による療養を必要と認める場合における病気休暇を除く。）及び請求期間が4日以上、の休暇を承認すること。	14 地方公務員法第38条の規定に基づく営利企業等の従事制限を許可すること。
15 200万円以上の賠償に関すること。	15 昇給昇格の発令に関すること。
16 重要な資産の取得及び処分に関すること。	16 本庁の役付職員（課長補佐以下を除く。）の職員の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。
17 重要な契約の締結及び変更に関すること。	17 本庁の役付職員（課長補佐以下を除く。）の職員の服務に関すること。
18 決算の調製に関すること。	18 労働協約に関すること。
19 企業局出納取扱金融機関の指定に関すること。	19 研修計画を作成し、実施すること。
20 その他重要な事項の決定に関すること。	20 職員の安全衛生管理及び福利厚生に関すること。
	21 厚生施設を管理運営すること。
	22 200万円未満の賠償に関すること。
	23 200万円以上の資産の取得、管理及び処分に関すること。
	24 200万円以上の補償に関すること。
	25 契約（総務課長及び経営課長の支出負担行為に

- かかる専決事項を除く。)に関する事
 26 支出負担行為(総務課長及び経営課長の専決に該当するものを除く。)に関する事
 27 予算の流用及び趣旨変更(総務課長の専決に該当するものを除く。)に関する事
 28 予備費の充用(総務課長の専決に該当するものを除く。)に関する事
 29 予算内で支出するための一時借り入れをすること
 30 起債に関する事
 31 経理の執行状況に関する事
 32 補助金、交付金、貸付金等の交付決定を行うこと
 33 補助金、交付金、貸付金等の申請に関する事
 34 設計高2,000万円以上の測量及び調査の委託の施行及び予定価格の決定に関する事
 35 1,000万円以上の測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託の施行、予定価格の決定に関する事
 36 設計高5,000万円以上5億円未満の工事並びに2,000万円以上の測量、調査、試験及び設計に係る指名競争入札参加者の決定に関する事
 37 設計高5,000万円以上5億円未満の工事の施行及び予定価格の決定に関する事
 38 設計高2億円未満の工事で設計変更額が5,000万円以上の工事の設計変更及び設計高2億円以上5億円未満の工事に係る設計変更に関する事。ただし、設計変更により工事金額が5億円以上になるものを除く。
 39 1億円以上の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関する事
 40 電気工作物の保安業務の基本方針に関する事
 41 工業用水道の基本使用量の決定及び変更並びに特定使用量の承認及び変更承認に関する事
 42 工業用水道の給水停止に関する事
 43 工業用水道の給水施設工事の承認に関する事
 44 各種事業の届出及び変更の届出に関する事
 45 各種使用許可申請及び変更許可申請に関する事
 46 通知、照会、報告、その他往復文書に関する事
 47 通達に関する事
 48 図書及び印刷物の発行及び配布に関する事
 49 定例的な事務の処理に関する事

別表第2の次に次の表を加える。
 別表第2の2(第12条関係)

各課長の共通専決事項

- 1 所属職員の担当事務の決定に関する事
- 2 課長補佐級以下の所属職員の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関する事

	<ol style="list-style-type: none"> 3 所掌事務にかかる関係者への旅行依頼に関する こと。 4 課長補佐級以下の所属職員の服務に関する こと。 5 所属職員の時間外勤務命令に関する こと。 6 主管事務に係る軽易な契約に関する こと。 7 軽易な通知、照会、回答、報告、申請、 その他往復文書に関する こと。 8 所掌事務に係る軽易な図書及び印刷物の 発行及び配布に関する こと。 9 主管事務に係る2,000万円未満の測量、 調査、試験及び設計の委託（発電総合 管理所長及びダム管理事務所長の専決 に該当するものを除く。）の施行及び 予定価格の決定並びに指名競争入札 参加者の決定に関する こと。 10 主管事務に係る設計高1,000万円未 満の測量、調査、試験及び設計の委託 以外の委託の施行（発電総合管理所長 及びダム管理事務所長の設計に該当す るものを除く。）の施行及び予定価格 の決定並びにこれに係る指名競争入札 の参加者の決定に関する こと。 11 熊本県情報公開条例第11条から第15 条までの規定による行政文書の開示請 求に対する決定等に関する こと。 12 熊本県情報公開条例附則第7項の規 定による行政文書の開示の申出の処 理に関する こと。 13 熊本県個人情報保護条例第19条の規 定による個人情報の開示請求に対す る決定等に関する こと。 14 熊本県個人情報保護条例第25条の規 定による個人情報の訂正請求に対す る決定等に関する こと。 15 熊本県個人情報保護条例第25条の7 の規定による個人情報の利用停止請 求に対する決定等に関する こと。 16 所掌事務に関する文書の閲覧及び 写しの交付に関する こと。 17 定例的かつ軽易な事務の処理に関 する こと。
<p>総務課長の専決事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の身分証明に関する こと。 2 臨時的任用職員の任免に関する こと。 3 地方公務員の育児休業等に関する法 律第2条の規定による育児休業の承 認及び第3条の規定による期間の延 長を承認する こと。 4 扶養親族に係る届出の処理に関す る こと。 5 通勤手当、住居手当、単身赴任手 当、準特手当及び管理職特別手当の 決定に関する こと。 6 退職手当の支給に関する こと。 7 職員の保健体育事業を実施する こと。 8 50万円未満の予算の流用及び趣旨 変更に関する こと。 9 20万円未満の予備費の充用に関 する こと。 10 200万円未満の資産の取得、管 理及び処分に関 する こと。

	<p>すること。</p> <p>11 登記及び供託に関すること。</p> <p>12 200万円未満の補償に関すること。</p> <p>13 2,000万円未満の支出負担行為（測量、調査、設計の委託に限る。）に関すること。</p> <p>14 1,000万円未満の支出負担行為（測量、調査、設計の委託以外の委託に限る。）に関すること。</p> <p>15 1,000万円未満の支出負担行為（予備品、貯蔵品及び工事材料の購入に限る。）に関すること。</p> <p>16 200万円未満の支出負担行為（前3項に定めるものを除く。）に関すること。</p> <p>17 主管事務に係る支出命令に関すること。</p> <p>18 主管事務に係る収入に関すること。</p>
<p>経営課長の専決事項</p>	<p>1 工業用水道の使用届又は廃止届の受理に関すること。</p> <p>2 工業用水の毎月の使用水量の決定及び使用者に対する使用水量の通知に関すること。</p> <p>3 工業用水受水方法の改善その他必要な措置に関すること。</p> <p>4 工業用水の水質基準に関すること。</p> <p>5 有料駐車場の利用の承認、契約の締結、許可、取り消し等、及び必要な措置（補償を除く。）に関すること。</p> <p>6 設計高5,000万円未満の工事並びに2,000万円未満の測量、調査、試験及び設計（発電総合管理所及びダム管理事務所で行うものを除く。）に係る指名競争入札参加者の決定に関すること。</p> <p>7 2億円未満の支出負担行為（工事の請負に限る。）に関すること。</p> <p>8 2,000万円未満の支出負担行為（測量、調査、試験及び設計の委託に限る。）に関すること。</p> <p>9 1,000万円未満の支出負担行為（測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。）に関すること。</p> <p>10 200万円未満の支出負担行為（前3項に掲げるものを除く。）に関すること。</p> <p>11 収納に関すること。</p> <p>12 出納金融機関等に対する検査に関すること。</p> <p>13 主管事務に係る支出命令に関すること。</p> <p>14 主管事務に係る収入に関すること。</p>
<p>工務課長の専決事項</p>	<p>1 設計高1億円未満の工事（発電総合管理所長及びダム管理事務所長の専決に該当するものを除く。以下、各号において同じ。）の施行及び予定価格の決定に関すること。</p> <p>2 設計高2億円未満の工事設計変更額が5,000万円未満の工事設計変更に関すること。ただし、設計変更により工事金額が2億円以上になるものを除く。</p> <p>3 設計高1億円未満の工事の出来形検査及びしゅ</p>

	ん工検査に関すること。
	4 電気工作物の保安業務の基本方針に関すること。
	5 工業用水道給水施設の工事検査に関すること。
	6 工業用水道の量水器の検査及び封印に関すること。

別表第3（第19条関係）の表中

施設二課	発変電施設の保守管理に関すること。	を
施設三課	水路工作物の保守管理及び門扉の操作に関すること。	

施設二課	発変電施設の保守管理に関すること。 水路工作物の保守管理及び門扉の操作に関すること。	に改める。
施設三課	発変電施設の保守管理に関すること。 水路工作物の保守管理及び門扉の操作に関すること。	

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
（熊本県企業局文書規程の一部改正）
- 熊本県企業局文書規程（昭和29年電気事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第2号を次のように改める。

（2）局長限りで決裁するもの 「局長」

第9条第1項第3号中「乙」を「課長」に改め、第3号の次に次の1号を加える。

（4）所長限りで決裁するもの 「所長」

第12条の後段に「ただし、文書審査については、私学文書課長又は総務課長が審査するものとする。」を加える。

第13条第1項及び同条第3項中「甲」を「局長」に改める。

第14条第1項中「乙」を「課長」に改める。

第28条第1項中「回議案」を「所長の回議案」に改め、「所長において審査が必要ない」を「所長が審査の必要がない」に改める。

（熊本県企業局公印規程の一部改正）

- 熊本県企業局公印規程（昭和29年電気事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）中「熊本県公営企業管理者」を「熊本県知事印」に、「方26」を「方27」に改める。

別表第2（第2条関係）中

熊 本 県 公 営 企 業 管 理 者 印	を	熊 本 県 知 事 印 企 業 局	に改める。
-----------------------------	---	-------------------------	-------

（熊本県企業局被服貸与規程の一部改正）

- 熊本県企業局被服貸与規程（昭和29年電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式中「熊本県公営企業管理者氏名」を「企業局長」に改める。

（熊本県企業局公舎貸与規程の一部改正）

- 熊本県企業局公舎貸与規程（昭和39年電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「熊本県公営企業管理者」を「企業局長」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「熊本県公営企業管理者氏名」を「企業局長」に改める。

（熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部改正）

- 熊本県企業局職員の職の設置に関する規程（昭和40年熊本県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）

本庁	出先機関
局長 総括審議員 次長 技師長 首席企業審議員 局付 課長 政策調整審議員 企業審議員 室長 課長補佐 主幹 係長 参事 課付	所長 企業審議員 次長 主幹 課長 参事 所付

(熊本県企業局職員住宅管理規程の一部改正)

- 7 熊本県企業局職員住宅管理規程(昭和42年公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式中「熊本県公営企業管理者」を「企業局長」に改める。

(幸野ダム操作規程の一部改正)

- 8 幸野ダム操作規程(昭和43年熊本県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第14条、第19条及び第20条第4号)中「多良木警察署長」を「熊本県多良木警察署長」に、「球磨郡湯前駐在所」を「湯前駐在所」に、「熊本県公営企業管理者」を「熊本県企業局長」に、「発電総合管理所長」を「熊本県企業局発電総合管理所」に、「発電総合管理所」を「企業局発電総合管理所」に、「市房ダム管理所長」を「熊本県市房ダム管理所長」に、「瀬戸石ダム管理事務所」を「電源開発株式会社南九州電力所長」に、「瀬戸石発電所」を「瀬戸石ダム管理所」に、「九州地方整備局長」を「国土交通省九州地方整備局長」に、「八代工事事務所河川管理課」を「八代河川国道事務所河川管理課」に改める。

(船津ダム操作規程の一部改正)

- 9 船津ダム操作規程(昭和45年熊本県公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第14条、第19条及び第20条第4号)中「熊本県土木部河川課」を「土木部河川課」に、「美里町総務課」を「下益城郡美里町役場」に、「熊本県公営企業管理者」を「熊本県企業局長」に、「熊本県企業局工務課」を「企業局工務課」に、「熊本県企業局発電総合管理所」を「企業局発電総合管理所」に、「九州地方整備局長」を「国土交通省九州地方整備局長」に改める。

(熊本県工業用水道供給規程の一部改正)

- 10 熊本県工業用水道供給規程(昭和50年熊本県公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(第6条関係)、別記第2号様式(第6条、第8条-第10条関係)、別記第3号様式(第7条関係)、別記第4号様式(第8条関係)、別記第5号様式(第8条関係)、別記第6号様式(第9条関係)、別記第7号様式(第9条関係)、別記第8号様式(第10条関係)、別記第9号様式(第10条関係)、別記第10号様式(第12条関係)、別記第11号様式(第13条関係)、別記第12号様式(第18条関係)、別記第13号様式(第21条関係)、別記第14号様式(第21条関係)、別記第15号様式(第22条関係)、別記第16号様式(第22条関係)、別記第17号様式(第26条関係)、別記第18号様式(第26条関係)、及び別記第19号様式(第23条関係)中「熊本県公営企業管理者」を「熊本県知事」に改める。

(熊本県公営企業管理者の職務代理者に関する規程の廃止)

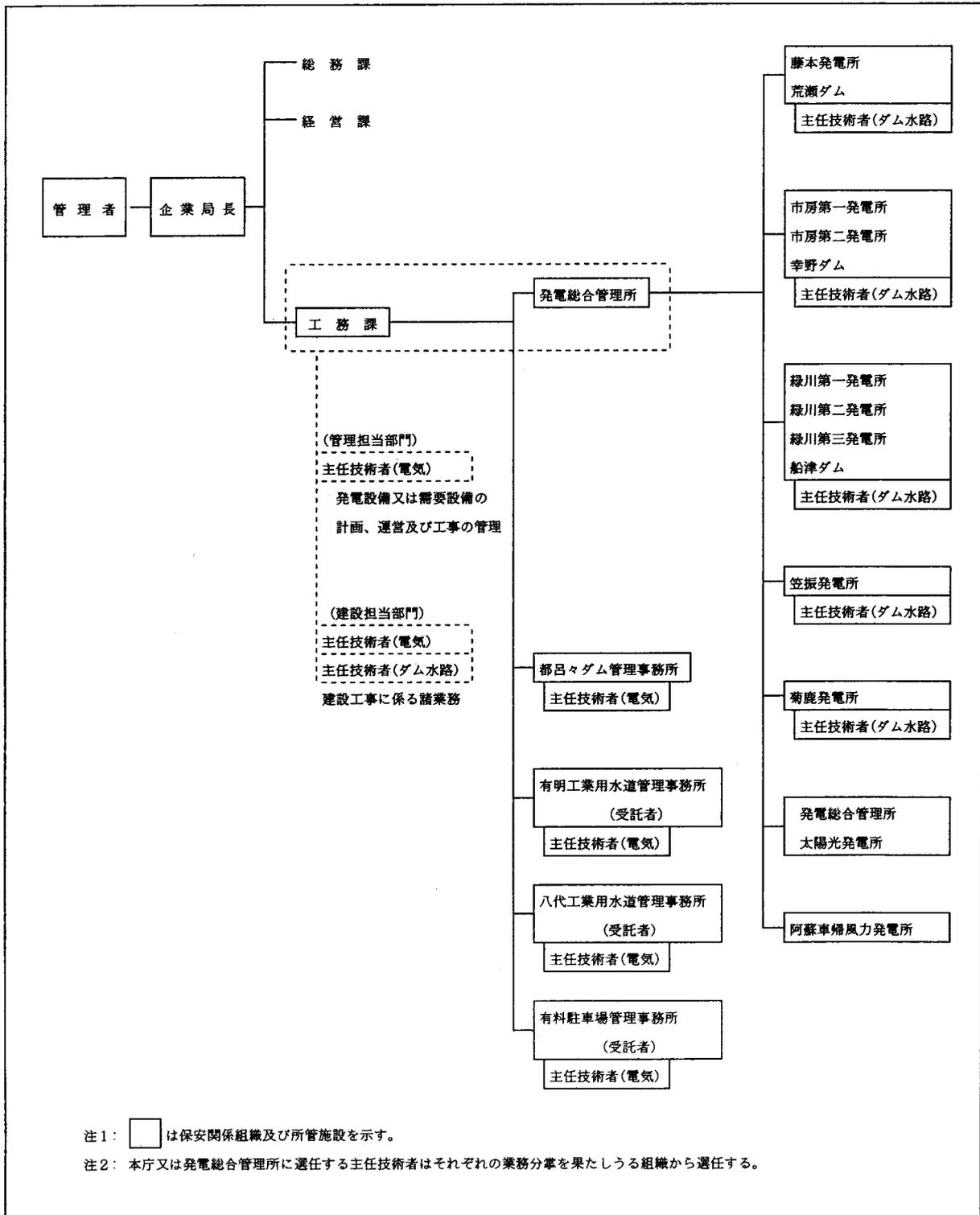
- 11 熊本県公営企業管理者の職務代理者に関する規程(昭和50年熊本県公営企業管理規程第9号)は、廃止する。

(熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部改正)

- 12 熊本県企業局事業用電気工作物保安規程(昭和62年熊本県公営企業管理規程第19号)を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係) 保安に関する組織及び業務分掌



別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係） 管理職員の業務分掌

企 業 局 長	工 務 課 長	事 業 所 長
<p>企業局長は、管理者の命を受けて工務課長を指揮監督し基本的職務として企業局のすべての電気工作物に係る保安業務を総括的に管理するとともに次の職務を遂行する。</p>	<p>工務課長は、企業局長の命を受けて工務課の職員及び主管する事業所の長を指揮監督し、基本的職務として工務課及び主管する事業所（以下「課等」という。）の分掌業務を総括的に管理するとともに次の職務を遂行する。</p>	<p>所長は、工務課長の命を受けて事業所（以下「所」という。）の職員を指揮監督し、基本的職務として所の分掌業務を総括的に管理するとともに次の職務を遂行する。</p>
<p>1 決定事項</p> <p>(1) 設備の基準で基本となる事項</p> <p>(2) 主要な電気事故の措置</p> <p>(3) 職員の教育訓練に関する事項</p> <p>(4) その他主要な事項</p>	<p>1 決定事項</p> <p>(1) 基本的事項の処理に関する事項</p> <p>(2) 課等の計画立案に関する事項</p> <p>(3) その他の事項</p>	<p>1 決定事項</p> <p>(1) 業務運用の処理に関する事項</p> <p>(2) 所の計画立案に関する事項</p> <p>(3) その他の事項</p>
<p>2 報告を受けるべき事項</p> <p>工務課長の主要業務執行内容</p>	<p>2 報告を受けるべき事項</p> <p>課等の業務執行内容</p>	<p>2 報告を受けるべき事項</p> <p>所の業務執行内容</p>

(都呂々ダム管理規程の一部改正)

- 13 都呂々ダム管理規程(平成2年熊本県公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。
別表第1中「別表第1(第11条、第16条、第21条)」を「別表第1(第11条、第16条、第22条)」に、「熊本県公営企業管理者」を「熊本県企業局長」に、「苓北町役場総務課」を「天草郡苓北町役場」に、「本渡警察署長」を「熊本県天草警察署長」に、「都呂々警察官駐在所」を「志岐交番」に改める。
(熊本県企業局職員安全衛生管理規程の一部改正)
- 14 熊本県企業局職員安全衛生管理規程(平成3年熊本県公営企業管理規程第1号)を次のように改正する。
第5条第1項中「総括管理者」を「総括管理者及び本庁総括管理者」に改め、同条第2項中「職員」を「企業局職員」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。
3 本庁総括管理者は、本庁職員の安全及び衛生に関し所属長を指揮監督する。
4 総括管理者は、局長をもって充て、本庁総括管理者は、総務課長をもって充てる。
(熊本県企業局工事検査規程の一部改正)
- 15 熊本県企業局工事検査規程(平成4年熊本県公営企業管理規程第6号)を次のように改正する。
第7条中「熊本県公営企業管理者(以下「管理者」という。)」を「管理者」に改める。
(荒瀬ダム操作規程の一部改正)
- 16 荒瀬ダム操作規程(平成12年熊本県公営企業管理規程第7号)を次のように改正する。
別表第1号「八代市役所坂本支所総務課」を「八代市役所坂本支所」に、「熊本県公営企業管理者」を「熊本県企業局長」に、「熊本県企業局工務課」を「企業局工務課」に、「熊本県企業局発電総合管理所」を「企業局発電総合管理所」に改める。
(熊本県公営企業管理者が管理する行政文書の開示等に関する管理規程の廃止)
- 17 熊本県公営企業管理者が管理する行政文書の開示等に関する管理規程(平成13年熊本県公営企業管理規程第7号)は、廃止する。
(熊本県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する管理規程の廃止)
- 18 熊本県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する管理規程(平成13年熊本県公営企業管理規程第8号)は、廃止する。
(熊本県公営企業管理者に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の廃止)
- 19 熊本県公営企業管理者に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成17年熊本県公営企業管理規程第3号)は、廃止する。

熊本県公営企業管理規程第5号

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成18年3月31日

熊本県公営企業管理者 永田明紘

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本県企業職員の給与に関する規程(熊本県公営企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第5号を第7号とし、同条第4号を第6号とし、同条第3号を第5号とし、同条第2号を第4号とし、同条第1号を第3号とし、次の2号を加える。

(1) 100分の25 12,000円

(2) 100分の23 11,000円

第6条の2第1項中「ダム管理事務所の業務に従事する職員が、現にその職務に従事したとき」を「都呂々ダム管理事務所に勤務する職員が、ダム管理業務に従事したとき」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 ダム管理業務手当の額は、前項の業務に従事した日1日につき450円とする。

第6条の2第2項を削る。

第7条の2を次のように改める。

(現場業務従事手当)

第7条の2 現場業務従事手当は、次の各号に掲げる職員が、当該各号に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 坑内作業に従事する職員 トンネル及びたて坑内で行う作業

(2) 建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員

管理者が定める地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業

(3) 水路工作物等の工事で、測量、指導、監督、検査に従事する職員 水面下4メートル以上の深所で行う作業

(4) 技術職員のうち、前各号に掲げる業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員 別に管理者が定める業務

2 現場業務従事手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる業務 日額 560円

(2) 前項第2号に掲げる業務 日額 220円(当該業務が20メートル以上の箇所で行われたときは、日額 320円)

- (3) 前項第3号に掲げる業務 日額 220円
 (4) 前項第4号に掲げる業務 日額 400円
 3 同一の日において、第1項第1号から第4号までの業務に従事した場合は、当該業務に係る手当額のうち、最も高い手当額とする。
 別表第1(第3条関係)を次のように改める。

管理職手当を支給する職	支給割合
局長	100分の25
総括審議員	100分の23
次長	100分の20
技師長 首席企業審議員	100分の18
本庁の課長 発電総合管理所の所長	100分の16
政策調整審議員 企業審議員	100分の14
都呂々ダム管理事務所の所長 発電総合管理所の次長	100分の12

附 則
 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第6号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成18年3月31日

熊本県公営企業管理者 永田明紘

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程
 熊本県企業局職員就業規程(電気事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。
 第2条の次に次の1条を加える。

(勤務時間の特例)

第2条の2 第2条、第5条及び第7条の規定にかかわらず、職務の特殊性その他公務の運営上の事情により必要な場合又は特別な事情を有する職員について適当と認める場合の勤務時間、休憩時間及び休息時間は、別に定める。

別記様式中「熊本県公営企業管理者」を「所属長」に改める。

附 則
 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第7号

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成18年3月31日

熊本県公営企業管理者 永田明紘

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程
 熊本県企業局会計規程(昭和39年電気事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「事業所」を「出先機関」に改め、「事業所長」を「出先機関の長」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(用語の意義)

第7条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(2) 電子入札システム 県が行う入札及び随意契約に関する事務を、局の使用に係る電子計算機と入札に参加する者又は随意契約に係る見積書の提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。

(3) 電子入札案件 電子入札システムにより入札に関する事務を行う契約案件をいう。
 第33条第6項中「別に定める支出負担行為の内容を示す書類」の次に「(電磁的記録を含む。)」を加える。

第77条第1項第4号中「日時」の次に「(電子入札案件にあつては、これらに加えて、競争入札の期間)」を加え、同項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 電子入札案件である場合は、その旨
第77条第2項中「入札期日」の次に「(電子入札案件にあっては、競争入札の期間の末日。以下同じ。)」を加える。

第88条の次に次の1条を加える。

(電子入札案件)

第88条の2 電子入札案件にあっては、第81条、第82条及び第86条の規定は適用せず、熊本県競争契約入札心得(昭和39年7月1日告示第420号)を適用する。

第90条中「第88条」を「第88条の2」に改める。

第90条の2に見出しとして「(随意契約の限度額)」を付する。

第91条第1項中「2人以上から見積書」の次に「(電子入札システムにより随意契約に関する事務を行う契約案件にあっては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

別表第2(第8条関係)の有料駐車場事業会計勘定科目の流動負債の表の預り金 預り保証金 有料駐車場の項中「| 契約保証金 |」を「| 契約保証金 |」に改める。

| 契約保証金 |
| 駐車場契約 |
| 保証金 |

別表第3(第33条関係)に備考として次のように加える。

備考

1 電子入札案件にあっては、「支出負担行為に必要な書類」の欄中「入札書」とあるのは「入札書(電子入札システムにより入札した場合を除く。)」と、「開札調書」とあるのは「電子入札システムから出力した開札の結果を示す書類」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 電子入札システムにより随意契約に関する事務を行う契約案件にあっては、「支出負担行為に必要な書類」の欄中「見積書」とあるのは、「電子入札システムから出力した見積りの結果を示す書類」と読み替えるものとする。

別記第1号様式、別記第23号様式、別記第23号様式の2、別記第43号様式及び別記第44号様式中「熊本県公営企業管理者」を「熊本県知事」に改める。

別記第26号様式を次のように改める。

決裁区分		決裁済印		年度		年 月 日起案				
				起 案 者						
									金銭 (分任) 出納員	
不 納 欠 損 処 分 調 書										
納 入 者	住 所				勘定科目				予算科目	
	氏 名									
調定年度				年度		(科目)				
調定年月日				年 月 日		(款)				
納入期限				年 月 日		(項)				
調定額				円		(目)				
分割納入額				円		(節)				
不納欠損処分類				円		(細節)				
理 由										
摘 要										

附 則
この規程は、平成18年4月1日から施行する。